

番 号 : 151210

国 名 : パレスチナ

担当部署 : パレスチナ事務所

案件名 : ガザ地区における医療廃棄物にかかる調査 (医療廃棄物)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 医療廃棄物
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年3月上旬~2016年6月下旬
- (2) 業務M/M : 国内 0.70M/M、現地 1.00M/M、合計 1.70M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 3日 第一次現地派遣期間 7日 第一次国内作業期間 3日 第二次現地派遣期間 7日
第二次国内作業期間 3日 第三次現地派遣期間 16日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2月17日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体
による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>
調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>
業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。
なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただい
ても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 24点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 6点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 35点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 15点
 - ③語学力 15点
 - ④その他学位、資格等 5点

(計100点)

| | |
|----------|---------------|
| 類似業務 | 医療廃棄物にかかる各種調査 |
| 対象国/類似地域 | パレスチナ/全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パレスチナの医療廃棄物に関しては、従来より、本来行われるべき「隔離や滅菌」等の処理が行われておらず、一般廃棄物と同様の埋め立て処理が行われていることから、これら廃棄物の、医療施設内、右施設内からの運搬時及び最終処分場における感染症の発生や拡大が公衆衛生上大きな問題となっている。

近年、ヨルダン川西岸地区へブロンにおいては、Joint Service Council(以下 JSC)¹において民間 NGO と連携した隔離収集と滅菌処理(マイクロウェーブ処理)のパイロット事業が始まっているものの、医療廃棄物に関するパレスチナ全体での制度整備は、保健庁(Ministry of Health)の主管ということが決まっているのみで、具体化についてはその途に就いたばかりである。特にガザ地区においては、政治的問題に由来する西岸地区の行政機構との断絶があり、西岸地区よりもさらに遅れている状況にある。具体的には、ガザ地区全体としての医療廃棄物処理のマスタープランや規則、処理基準、ガイドライン等の整備及び医療廃棄物を処理する上での管理・実施体制の確立が遅れており、感染性廃棄物を含む医療廃棄物が一般廃棄物のフローに流入し、医療施設の内外において感染症の拡大等大きなリスクを抱えている。各医療施設を見ても、ガザにあるシファ病院は、同地区で唯一医療廃棄物の焼却施設を有するものの、院内での分離、隔離作業が十分に行われておらず、また、一部が焼却されているものの施設が古く、滅菌処理が不十分で排ガスによる環境汚染の懸念がある等、各病院レベルでの管理体制も十分とは言えない。

このような状況に対し、ガザ地区の保健省は、昨年(2015 年)、医療廃棄物を処理するためオートクレーブ(蒸気高温高圧殺菌装置)をカタールからの支援で導入する等、医療廃棄物の適切な処理に係る方策を初めているものの、実際の管理体制や運用体制に関しては未整備の部分が多く、これら施設機材が十分に生かされない状況が指摘されている。

また、ガザ地区の医療廃棄物の状況に関しては、2005 年に UNDP が実態調査を実施したのみであり、その後、ドナーによる継続的な実態調査や状況改善のための具体的な技術支援等は行われておらず、医療廃棄物管理の改善に資するために最適な支援内容を検討するうえでの基礎的情報も十分に収集されていない。

このような状況から、特にガザ地区の医療廃棄物に関しては、医療廃棄物管理に係るマスタープラン、規則、処理基準等の早急な整備、医療廃棄物関係者(医療従事者、委託清掃業者、保健省、環境省、JSC 等)の整理を含む管理体制の構築及び右人材に対する必要な能力強化、処理機材及び施設の整備が喫緊の課題となっている。

ガザにおける医療廃棄物分野への支援に関しては、対パレスチナ重点支援分野であるガザ地区への支援及びパレスチナの人々の生活基盤整備の双方に該当する分野であり、本分野への支援を行うことが、医療廃棄物による感染症の発生や拡大の影響を受けるガザの人々の基礎生活基盤の安定に資するという意味でも支援の意義は高く、中長期的な支援を検討している。

については、本調査においては、ガザ地区における医療廃棄物の現状を把握するための情報を広く収集し、発生源のインベントリー及び上記関係者を含めた現実の医療廃棄物の流れの実態図(廃棄物フロー)を作成することを中心とする現状把握調査を行い、右調査結果の分析に基づき、当機構パレスチナ事務所に対し、あるべき医療廃棄物管理体制及び能力開発に関する提言を行う。また、今後の中長期的視点に立った JICA の当該分野の協力の方向性や戦略を提言することとする。

尚、本調査においては、本コンサルタントとは別に事務所で別途契約する調査補助員が現地の調査要員として参団するとともに、2015 年 1 月～2018 年 1 月まで実施中の「パレスチナ廃棄物管理能力向上プロジェクト」の日本人専門家がアドバイザーとして参加する予定となっている。本コンサルタントは、右アドバイザーの支援を受けつつ、備上予定の調査補助員(2 名程度を予定している。)に指示を出し、下

¹日本の地方自治法における「一部事務組合」に相当する組織で、複数の地方自治体によって設立され、地方自治体が担う一部の事務の受託を受けている組織。この場合は一般廃棄物の管理が対象となる。

記、業務の範囲及び内容で指示される調査項目に沿った調査が漏れなく実施される様、調査を管理し、取りまとめる役割を負う。

尚、上記備上予定の調査補助員に関しては、主に、ガザにおける情報収集(Fact Finding)、及びその他本コンサルタントの業務に係る必要な補助業務を行うこととし、本コンサルタントは、当該調査の管理及び上記調査結果に基づくガザにおける医療廃棄物管理体制に関する提言、以下に記載するセミナーの開催、JICA の今後の協力の方向性や戦略に関する提言を作成することとする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、当機構パレスチナ事務所及び「パレスチナ廃棄物管理能力向上プロジェクト」専門家(以下「廃棄物プロジェクト専門家」)、調査補助員と協議・調整しつつ、本調査の管理(調査補助員の作成する報告書の内容の確認)及び右調査結果に基づくガザにおける医療廃棄物管理体制に関する提言、以下に記載するセミナーの開催、JICA の今後の協力の方向性や戦略に関する提言を行うこととする。尚、主となる活動地域はガザとなるが、ヨルダン川西岸も一部調査対象地域となる可能性がある。西岸調査の必要性に関する詳細は、専門家がガザに入域後、当機構パレスチナ事務所と相談の上、決定する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016年3月上旬)

- ①UNDPが2005年に実施した報告書”Feasibility Study for the Implementation of Healthcare waste master plan in West Bank/Gaza strip”及び当機構パレスチナ事務所が3月上旬に別途契約する予定の調査補助員の調査計画及び(既に調査補助員から提出があれば)収集した情報を含む既存の情報に基づきの上、現地調査で収集すべき情報を検討し、ワークプラン(案)を作成する。
- ②必要に応じ設定される、当機構パレスチナ事務所及び廃棄物プロジェクト専門家とのTV会議に参加し、①のワークプラン(案)について説明を行う。

(2) 第一次現地派遣期間 (2016年3月中旬～3月下旬)

- ①上記調査補助員の調査計画を確認し、必要に応じ、修正等の指示を行う。当該調査補助員の備上は3月上旬～6月上旬までを予定しており、本調査補助員は、本コンサルタントの契約開始前に契約・調査を開始する予定となっている。については、備上に関しては、廃棄物プロジェクト専門家の支援を得ながら、事務所が備上手続きを行うこととし、備上当初である、3月上旬の段階での調査補助員への指示は、上記専門家が担当することとする。については、本コンサルタントは、自身の契約締結後、速やかに事務所及び廃棄物プロジェクト専門家の引き継ぎを受けつつ、調査補助員への指示を行うことが必要となる。

尚、調査補助員に対しては、以下の調査項目が含まれる様、指示を行う。

- a) ガザにおける医療廃棄物に関する全体情報(ガザにおける医療廃棄物の発生源のリスト²(インベントリー)、排出量、組成、処理方法、処理にかかるコスト等)
- b) ガザにおける医療廃棄物処理に関する根拠法、基本政策・計画、関連法規程、ガイドライン(右規程一式については、当機構パレスチナ事務所の指示に基づき西岸も調査する。)
- c) ガザにおける医療廃棄物の発生源ごとの分類方法、保管方法、収集及び処理方法、最終処分方法の実態(上記インベントリーにコンパイルすること。)
- d) ガザにおける医療廃棄物と一般廃棄物の区別
- e) ガザの医療廃棄物に関する国際機関・二国間ドナーの支援の動向
- f) ガザの医療廃棄物処理に関する関係者の役割(医療従事者、民間委託業者、北部及び南部医療廃棄物管理 JSC 及びガザ市、環境管理庁、保健庁、地方行政庁等)

また、上記調査業務に加え、調査補助員は、本コンサルタントの業務に係る必要な補助業務(通訳、翻訳、必要な会議のアレンジ等)を行うとともに、下記に記載するガザ現地セミナーの開催における補助業務を行う。

- ②調査補助員と共に、ガザにおける医療廃棄物の主要関係先を訪問し、本調査の目的及び調査

² 病院以外の診療所及び一般家庭の医療廃棄物等を含む。

計画を説明する。

- ③ ワークプランを最終化し、当機構パレスチナ事務所に提出する。
 - ④ 当機構パレスチナ事務所に対し、現地調査結果報告書(和文)を提出し、調査結果を報告する。
- (3) 第一次国内作業期間(2016年3月下旬～4月上旬)
- ① 調査補助員の現地からの報告を基に、上記項目に関する現地調査の進捗状況をフォローするとともに、調査補助員に対し調査の指示を行う。
- (4) 第二次現地派遣期間(2016年4月中旬～4月下旬)
- ① 不在期間中の調査補助員の調査結果をレビューし、調査補助員に対し調査の指示を行う。また、必要に応じ、調査補助員の調査に同行する。
 - ② 第三次現地派遣期間に実施するセミナーの詳細について計画し、セミナー開催に向けて調査補助員に必要な指示を行う。
尚、当該セミナーに関しては、ガザにおいて開催することとし、ガザの医療廃棄物関係者(30名～40名程度)を対象に、1日程度(セミナーの開催方法によっては、2日程度に分けることも可)開催することを想定している。セミナーの目的は、調査結果の共有及び本コンサルタントの提案するガザにおける医療廃棄物に係る体制案に対する上記関係者からのコメント聴取を目的とする。セミナーの実施にかかる費用については、パレスチナ事務所が別途予算を計上することとする。
 - ③ 当機構パレスチナ事務所に対し、現地調査結果報告書(和文)を提出し、調査結果を報告する。
- (5) 第二次国内作業期間(2016年4月下旬～5月上旬)
- ① 調査補助員からの報告を基に、上記項目に関する現地調査の進捗状況をフォローするとともに、調査補助員に調査の指示を行う。
- (6) 第三次現地派遣期間(2016年5月中旬～5月下旬)
- ① 不在期間中の調査補助員の調査結果をレビューし、調査補助員に調査の指示を行う。また、必要に応じ、調査補助員の調査に同行する。
 - ② 現地医療廃棄物関係者に対するセミナーの開催を調査補助員と共に行い、セミナー結果からのフィードバックを取りまとめる。
 - ③ 調査補助員が取りまとめる報告書(案)に関し、その内容を確認し、修正、追加等の指示を行う。
 - ④ 以上の内容を踏まえ、効率的な医療廃棄物管理に係る体制の構築に対する提言(各関係者の役割分担を含む)、各関係者における能力開発に関する提言を取りまとめる。
 - ⑤ 当機構パレスチナ事務所に対して現地調査結果報告書(和文)を提出し、調査結果を報告する。
- (7) 帰国後整理期間(2016年6月上旬～6月中旬)
- ① 収集情報の整理、分析、担当分野にかかる情報の整理を行い、ガザ地区における医療廃棄物管理体制に係る提言及びそれに対するJICA支援の在り方の検討及び提言を含めた業務完了報告書(和文・英文)を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) ワークプラン(和文、英文 各2部)(2016年3月中旬)
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)等を記載。
- (2) 現地調査結果報告書(和文 2部 各派遣期間終了後、2016年3月下旬及び2016年4月下旬、2016年5月下旬)
主要な記載事項は以下の通り。
 - ① 調査業務の具体的内容

- ② 調査業務の進捗・達成状況
- (3) 業務完了報告書（和文、英文 各2部）（2016年6月中旬）
 主要な記載事項は以下の通り。
 - ① 調査業務の具体的内容
 - ② 調査業務の達成状況
 - ③ 効率的な医療廃棄物管理に係る体制の構築に対する提言（各関係者の役割分担を含む）、各関係者における能力開発に関する提言
 - ④ ガザにおける医療廃棄物分野における今後の JICA の支援内容に関する提言
 （調査補助員から別途提出される報告書の要旨及びセミナー開催時に作成した関連資料を参考資料として添付すること。）

上記に関しては、それぞれ電子データを合わせて当機構パレスチナ事務所に提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。（宿泊料については、12,000円/泊を計上すること。）
 航空経路は成田→トルコ→イスラエル→トルコ→成田を標準とします。
- (2) 一般業務費
 ・車両関係費（テルアビブ市内及びテルアビブからガザ検問所のあるエレッツまでのタクシー代） $220\text{USD} \times 6\text{回（片道）} = 1,320\text{USD}$ （2月統制レート=118.74円） $\div 160,000\text{円}$ を計上すること。
 尚、西岸の調査が必要になった場合についての車両は、当機構パレスチナ事務所にて手配を行います。
- (3) 戦争特約保険料
 災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html> を参照願います。
- (4) 一般管理費等の上限加算
 本業務の対象地域は治安面で十分安定しているとは言い難い地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要となります。このため、一般管理費等について10%を上限として加算計上することができます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
 現地派遣期間は2016年3月12日～3月18日、4月9日～4月15日、5月11日～5月26日を予定しています。但し、上記派遣期間日程に関しては調整が可能です。尚、JICA団員の参回はありません。本業務従事者が調査補助員と共に単独で現地調査を行うこととなります。
 - ② 現地での業務体制
 本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 医療廃棄物(本コンサルタント)
 - イ) 調査補助員(当機構パレスチナ事務所で別途契約予定 契約予定期間は2016年3月上旬～6月上旬を予定している。)
 - ③ 便宜供与内容
 当機構パレスチナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎

- なし
- イ) 宿舎手配
あり
(詳細は渡航時におけるJICAの安全対策基準に基づきますが、現地渡航期間中は原則、ガザ域内の指定のホテルに宿泊頂く予定です。右宿泊費については、指定の金額を計上ください。)
- ウ) 車両借上げ
ガザ域内における全行程に対する移動車両の提供あり(ただし、テルアビブ市内及びテルアビブからガザの検問所のあるエレッツまでの移動に関しては、ご自身で手配頂く必要があります。右備上費については、一般業務費に指定の金額を計上ください。)
尚、西岸の調査が必要になった場合についての車両は、当機構パレスチナ事務所にて手配を行います。
- エ) 通訳備上
なし(調査補助員が英語⇄アラビア語通訳を兼務します。)
- オ) 現地日程のアレンジ
調査補助員がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
JICAガザ事務所における執務スペースの提供(ネット環境完備)

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構にて配布します。(TEL:+972-3-6958291)
“Feasibility Study for the implementation of healthcare waste master plan in West bank/Gaza Strip”(UNDP Final Report, December 2005)
“Master Plan for Healthcare Waste Management West Bank/Gaza Strip”(UNDP Final Report November 2005)

(3) 複数年度契約

本業務は年度を跨る契約(複数年度契約)締結し、年度を跨る現地調査及び国内作業を継続して実施することができます。経費の支出も年度末に切れ目なく実行でき、会計年度毎の精算は必要ありません。

(4) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況は、パレスチナ事務所において十分に情報を収集するとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行い、安全管理基準を遵守する。また、パレスチナ事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

ガザ市内の移動には防弾車で移動が必要であり、パレスチナ事務所にて防弾車を提供します。(防弾車はガザ事務所員が運転します。)

また、安全管理対策運用例は以下のとおり。当該運用はパレスチナ事務所の指示に従う。

- ・ガザ地区、ヨルダン川西岸地区における宿泊場所は指定された範囲の宿泊施設とする。
- ・治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意し、日々の移動は前営業日17時までに同事務所宛てに翌日の移動計画表を送付する。
- ・また上記の他、追加的に現地調査中の安全対策を取る場合には、その旨プロポーザルに記載すること。

(5) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ②パレスチナ国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、当機構パレスチナ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上